

1 私は、1999年12月から、同年1月に病死した父市東東市の南台農地に関する小作権を引き継いで、関係土地図の「A」「B」「C」「D」の土地を耕作していました。ところが空港会社は、全く不当にも2006年から2008年にかけて、上記の私が耕作中の南台農地の明け渡しを求めて、私に2つの裁判を起こしてきました。

最初の裁判が2006年10月に起こした本件裁判で、関係土地図の「A」「C」「D」の土地を「不法耕作」だと決めつけて明け渡しを求めてきました。

二つ目の裁判が2008年10月に起こしたもので、関係土地図の「B」の土地について小作権解約を理由に明け渡しを求めてきました。

このように私は既に15年間、空港会社が訴えた裁判の被告にされています。

2 最初に、私は、不当な裁判を起こした空港会社に対して、また空港会社にすり寄り続けている裁判所に対して、声を大にして次のことを訴えたいと思います。

成田空港は一刻も早く廃港にすべきです。

成田空港が国民の命をまもる農業を破壊し続けていることは絶対に許されません。

廃港されるべき成田空港が私から農地を取り上げて空港を拡張することは絶対に認められません。

そもそも政府が千葉県成田市に「地元住民の空港建設反対の声」を押しつぶして巨大空港を建設しようとしたことが最大の間違いでした。

周知のとおり日本列島は70パーセントが山地で、農地面積は国土の約10パーセントしかありません。それなのに日本最大の国際空港を日本でも3本の指に入るほどの優良畑作農地が広がる北総台地のど真ん中に日本最大規模の国際空港を建設するという政府の空港政策が根本的に誤っていたのは明々白々です。

それにもかかわらず警察機動隊の暴力と財界がばらまく札束で、半世紀にわたって大切な農地を強奪して農業を破壊してきた政府の成田空港建設は、完全に間違った国策だったのです。

父東市は、こんなデタラメな成田空港建設に反対して、一人の農民として大切な農地を護って、もくもくと農業を続けてきました。私は、そんな父東市の生き方を心から尊敬しています。

「B」の土地の明け渡しを求める2つ目の裁判は、既に明け渡しを認める判決が確定し、その後の請求異議訴訟でも最高裁判所は私の主張を退けました。私は政府と空港会社の言い分しか認めない裁判所に対して怒りで一杯です。

私は、南台農地の「A」「C」「D」の土地の明け渡しを狙っている空港会社に対して、反対同盟の仲間や支援者や弁護士と団結を一層強化して、この裁判に勝利するまで闘い続けます。父東市の闘魂に学んで最後まで空港会社と闘う決意です。

- 3** この裁判で空港会社は、前述したとおり、私が南台農地の「A」「C」「D」の土地を父東市から引き継いだ小作権に基づいて耕作しているにも関わらず、「不法耕作」だ主張しています。

しかし「C」「D」の場合は、父東市が藤崎さんの承諾を得て1972年ころから賃借している農地であり、賃借権を時効取得している農地であり「不法耕作」ではありません。

何よりも許しがたいのは、空港会社が戦前からの市東家の小作地である「A」の土地を「不法耕作地」と主張していることです。

「A」の土地は、私の家が大正10年頃から約百年近く小作契約に基づいて耕作してきた農地です。私は父の小作権を相続しており、私は「A」の土地に対する正当な小作権を持っています。

空港会社は、市東家の小作地について「B」の土地の他には「E1（南台4

1－9)」の土地が当初の小作地だと主張しています。しかしこれは全くでたらめな主張です。

私の家は「E 1（南台4 1－9）」を一度も耕作したことがありませんし、市東家の小作地だったことは一度もありません。この「E 1（南台4 1－9）」の土地は、石橋家の小作地だったところでは

- 4** 私の体験でも、私は十余三の東小学校に通っていましたが、その当時父が南台農地の「A」や「B」の農地を耕していたのをはっきり憶えています。

また、そもそも石橋家にとって「E 1」と「E 2」の土地は、石橋所有の南台4 2の土地の隣地に当たります。だから石橋家では、藤崎から南台4 2と地続きで耕作に便利な「E 1」と「E 2」の土地を賃借したはずでは

しかも、市東家はもともと農業規模も小さく、農家としては石橋家の方がはるかに優位な立場にありました。ですから市東家が「E 1」の土地を藤崎から賃借して石橋家の耕作の便を邪魔するようなことをするはずがありません。

他方、市東家にとっても、「B」土地と農道を隔てて隣接している「A」の土地は耕作に便利ですから、この「A」の土地を借りたいと考えるのはごく自然なことです。市東家が石橋の隣地の「E 1」の土地を借りるようなことを希望するはずがありません。

さらに、もともと空港会社は、南台4 1の農地については、1988年以前は、一貫して市東家の賃借地は「A」と「B」の土地であることを認めていました。空港会社は石橋家や根本家や鈴木家から少し事情を聞けば、市東家の賃借地が「A」と「B」の土地であることは分かるはずでは。ですから空港会社は「E 1」の土地が石橋の小作地であり、市東の小作地でないことは充分に分かった上で、この裁判でデタラメな主張をしているとしか考えられません。

- 5** 南台の畑は、野菜が順調に成長しています。下の写真は、本年12月1日に

撮影した写真です。昨年12月、私はこの裁判の更新意見で、「A」「B」「C」「D」の畑の様子を説明しました。一年後の今の畑も、まったく変わることなく野菜が順調に育っています。

(南台の畑)

(野菜 [左写真の一部])



ブロッコリー



キャベツ

すべて完全無農薬、有機農法です。露地栽培を基本とし産地直送で千葉県下と東京の消費者に届けています。改良を重ねた有機の土壌があっこそできることです。

成田空港の周辺は有機農業の先進地と言われていますが、東峰区と天神峰は慣行農業や流通方法とは違う、有機農業と産地直送のネットワークをつくってきました。消費者と顔の見える関係、消費生活と私たち生産者とが互いに保証し合う関係です。私は自分の農地・農業に自信と誇りを持っています。

- 6** 裁判所は、空港会社の主張を鵜呑みにし、前提とするような、先入観は捨ててください。空港会社にすべての関係書類を出させ、空港会社の関係証人を出廷させるよう、強く求めたいと思います。

以上